

## 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案について（概要）

### 1. 改正の趣旨

- 保健医療等情報（その調査・分析・利用・提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報をいう。以下同じ。）を収集する者（以下「連結情報照会者」という。）は、保健医療等情報を正確に連結するため、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（以下「支払基金等」という。）に対し、保健医療等情報に係る医療保険被保険者番号等を提供した上で、保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報（以下「ID5」という。）の提供を求めることができる。
- ID5の提供を受ける連結情報照会者が支払基金等に納める必要がある手数料の額については、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「総確法」という。）第12条第3項において実費を勘案して政令で定めることとされており、現在は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第205号）第5条において、支払基金等から提供されたID5の件数が1,000件までごとに55円と規定している。
- 現在の手数料の額は、ID5の提供に必要な「履歴照会・回答システム」の運用等経費を、連結情報照会者の年間想定利用件数で除して得た額としたものであるが、今般、履歴照会・回答システムの運用等経費や支払基金等の人件費の増大等を踏まえ、当該手数料の額を見直すこととする。

### 2. 改正の概要

- 連結情報照会者が支払基金等に収める必要がある手数料の額について、現在は支払基金等から提供されたID5の件数が1,000件までごとに55円としているところ、これを1,000件までごとに70円とする。

### 3. 根拠条項

- 総確法第12条第3項

### 4. 施行期日等

- 公布日：令和6年11月～12月（予定）
- 施行期日：令和7年4月1日